

教第 17 号議案

神戸市教育委員会公告式に関する規則について
神戸市教育委員会公告式に関する規則を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 5 日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項において、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとされているため。

神戸市教育委員会公告式に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会公告式に関する規則

教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項については、神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布日から施行し、令和7年4月1日から適用する。